

Sport Verein に関する考察

片山 孝重 (千葉大学教養部)

序

ドイツ連邦共和国(以下西ドイツ)国民スポーツの基盤として Sport Verein がある。これは同時にもう一つのスポーツすなわち競技スポーツの基盤でもあるわけだが、この Sport Verein の誕生は1800年代の初頭にさかのぼる。それは体操創始者の一人として知られる Friedrich Jahn がベルリンのハーゼンハイデに設立した最初の体操場を基に組織された“Turnen Verein”であるといわれ、これが民間の手で初めてつくられたものと記録されている。以後しばらくの間、体操を中心とする活動をしていく Verein が組織されていくが、19世紀末にイギリスから各種のスポーツが招来され、体操だけでなく他のスポーツも活動内容に盛り込まれた“Turn und Sport Verein”がみられるようになり、その組織数も少しずつ増加するようになった。これら Sport Verein のタイプは競技別(種目別)すなわち一つだけの Spiele^(註1) を活動内容とするもの、いくつかの競技別を併設するもの、そして従来からの Turnen を中心に活動するものの三種がみられるようになった。そしてこれは、1960年より始まった Goldener Plan^(註2) と Zweiter Weg^(註3) の国家的事業によってさらに著しい発展をみせ現在では登録された Sport Verein 数が約50,000にもものぼる(図-1⁽⁶⁾, 1979年分は概数)。

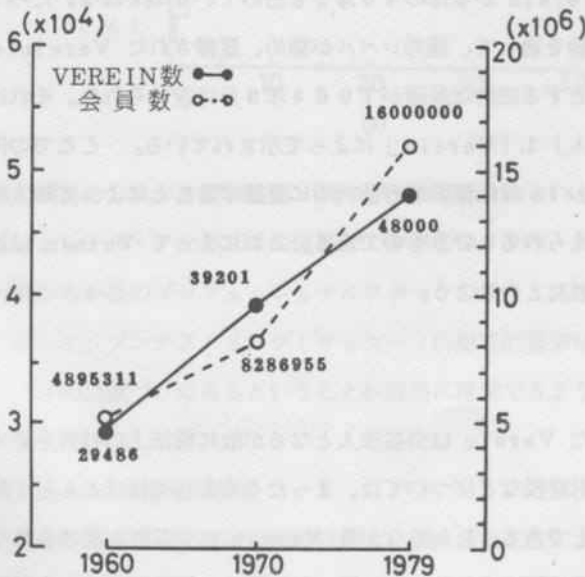


Fig.1 VEREIN数および会員数の変化

なぜこのような発展がみられたのだろうか、その背景に何があったのかについて、文献および資料により分析をし、Verein のもつ意義を中心に四つの視点から考察を試みる。

1. Verein は単なるクラブなのか。

過去に Verein について紹介しているものの中には、それをクラブとしているものが多いようだがその解釈の仕方には、いくつかの問題があるように思われる。この点については増田⁽¹⁾⁽²⁾、湯浅⁽³⁾も同意見を持っているようだ。

Verein は、“多くのものが一つに

なったもの”という意味を持ち、我が国で使われるクラブ(もっとも、この解釈にも不確定な要素が多いが)とはニュアンスを異にするといえよう。⁽³⁾ 日本的解釈からすれば、“法人”といった方が妥当なようである。単なるクラブは法的基礎を持たない場合が多いが Verein は民法によってその法的性格が明らかにされている。従ってスポーツクラブは、Sport Verein の固有の名称として使用することはありえても、それ自体は法的な概念は持たないものといえる。では Verein はどう解釈できるのだろうか。我が国の民法第34条では、法人として公益法人と営利法人があることを示しており、さらに公益法人を社団法人(人の集まり)と財団法人(財産の管理)に分類している。Verein について紹介している人達の中で、それを“社団”とし、クラブと区別し、解釈している場合もあるが、しかし Verein はただ単に人の集まりというのではなく、財産の管理もするといった必要性をもつ場合もあるので、“社団”か“財団”かの明確な区別も困難なように思われる。したがって筆者は両者を含めた公益法人の範囲の中で大きくとらえる方が妥当であろうと考える。このようなことから、Verein が営利を目的とした事業をおこすことは否定されなければならないことは言うまでもないこととなる。しかしながら、個々の Verein を維持、発展させるために必要な営業的な行為は、それが組織員にすべて還元されるという条件においてのみその限りでない例外が認められてよいだろう。この点については後の税法上の取り扱いの項で、今少し詳しくふれることにしたい。

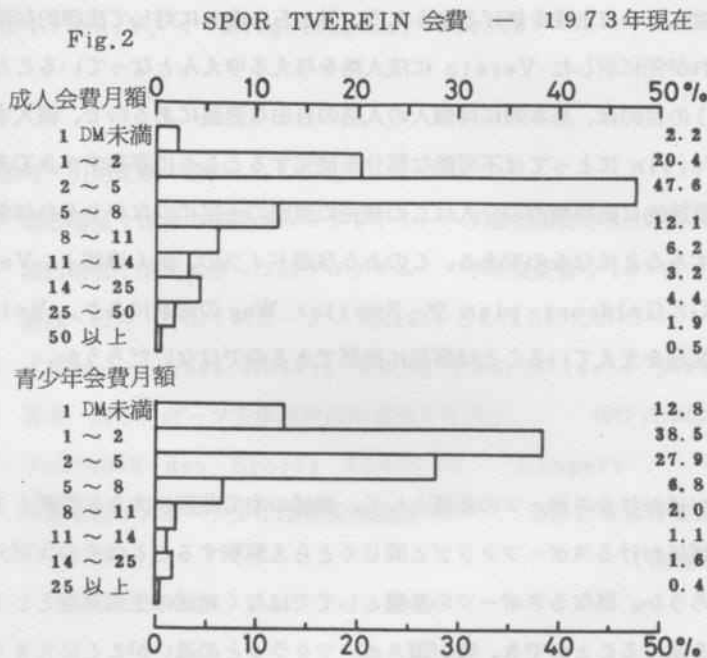
2. Sport Verein がもつ法的基礎

Sport Verein は地域の住民達で構成され、その地域に強く根づいた組織の形成と維持に大きな役割りを果たしているものとしてとらえられるところに Verein の注目すべき点があるといえよう。それ故に、100年以上の歴史を有する Verein が全体の40%をも占めているのではないだろうか。このような重要な役割りを、国民個々の運動を通して、連邦レベルが認め、登録された Verein(e.V)^(註2) については、その権利能力を認め与えようとする法的な基礎が1964年8月に設けられた。それは、「ドイツ連邦共和国・民法」の第二部「法人」1.「Verein」によって示されている。ここでの内容は、営利を目的とした事業を持たない Verein は所轄の地方裁判所に登録することによって法人格を与えられ、同時にいくつかの権利能力を与えられるというものである。これによって Verein は社会的に公認された民間組織として位置づけられたといえよう。

3. Verein の税法的な保護とその条件

先に示したように、登録され、公認された Verein は公益法人となるが故に税法上の特典を認められる。すなわち、それは法人税、営業税、財産税などについては、まったく(もしくはほとんど)課せられないという優遇的処置が受けられることである。しかしながら Verein に公益性が認められない場合はその公認は受けられず、税法上の特典は認められないことはここで改めて指摘するまでもない。では公益性の基準はどこに存在するのか。この点については次のように要約できよう。一つは入会の条

件に関するものである。入会条件が非常に厳しかったり、会費が異常に高額であるといった如く特別な階層の者にしか入会不可能であるといった状態であってはならないということである。ただし、Golf Verein についてはその所有する施設面積など他のスポーツと異なりかなり広大なものであるところなどの点が考慮され、入会金および年会費などがそれぞれ650DMを越えないようにとの他の Sport Verein と異なったかなり高額のラインが認められるという例外的な設定が1972年になされている(会費については図2参照)。公益性をめぐる次の問題点はプロフェッショナルを抱える場合に関する解釈の仕方であろう。



ごく一般的には、アマチュアスポーツの公益性については問題はないが、プロフェッショナルスポーツについては公益性は持ち併せないものと判断すべきであろう。しかしながら西ドイツにおいては、サッカーの置かれている立場(それは我が国の相撲と類似しているが)など配慮されてか、サッカーVereinについては、そのVereinがプロフェッショナルプレーヤー・チームを有していても、

その業務の方法が営業収益のメンバーへの還元をねらいとしてなされ、日常の活動については、プロフェッショナル・アマチュアの区別なくすべてのメンバーが共に活動するといったことがなされるという判断からか他のプロフェッショナルスポーツの場合と区別され例外として公益性が認められている。したがって、ブンデス・リーグ(サッカー)の熱狂的繁栄は、このような、地域に根づいたプロフェッショナルの位置づけにあるということが容易に推測できよう。

4. Verein と補完の原理

日常の生活場面における活動は個人、個人の自主性によってなされなければならないことは改めて強調するまでもないが、スポーツの場面では特に、個人が互いに共(協)働し合うことができるならば個々のもつ目標はより容易に実現され、次の目標もより高いレベルへの一層の発展が期待できることが多

いと言える。このような意味から Verein なる共(協)働体は現在の社会体制の中で基本的な人権として保障されなければならないものと考えられる。そうであるが故に、西ドイツにおいてはそれに対して法的な基礎が明確に設定されているのではないだろうか。なるほど経済的に恵まれている者は個人でかなり多くのことをなすことができても、そうでない者にとっては物的な限界などのためその活動レベルはおさえられてしまう面もあることは否定できない事実であろう。そこで互いの助け合い(共働又は協働)によってはじめてスポーツをより良い条件で行ない得る可能性も生じてくるわけである。しかしながらこの共(協)働においても各個人の自主性が可能な限り最大限尊重されなければならないことは言うまでもなく、個人が否定された部分を持つてのみせかけの共(協)働によって成り立つスポーツは否定されるべきである。それ故にこの自主性を妨げるような内、外からの働きに対して法律的な保護を与える必要があるわけで、これが先に示した Verein に法人格を与えるゆえんとなっていることを忘れてはならない。国家(連邦)の目的は、基本的には個人の人格の自由な発展にあるので、個人またはその共(協)働体としての Verein にとっては不可能な部分を補完するところに存在すべきであろう。したがってスポーツ活動への直接的な国家権力の介入はこの補完の原理の否定につながりそれは個々人の人格の自由な発展をも否定することになるのである。このような西ドイツの、国(連邦)、Verein、個人における関係が冒頭に示した Goldener plan や Zweiter Weg の背景にあり、Volks Sport (国民スポーツ)の発展を支えていることは容易に推察できるのではないだろうか。

結 び

Sport Verein が西ドイツにおけるスポーツの基盤として、地域の中で非常に大きな役割りを果たしているが、これを我が国の地域におけるスポーツクラブと同じくとらえ解釈することはその大部分において間違いであるのではないだろうか。単なるスポーツの基盤としてではなく地域の生活基盤として存在するところに Verein の意義を認めることができ、我が国スポーツクラブとの違いがここに大きく現われるといえよう。これは Verein が国家的な公認を得ていることから充分に断言できることである。西ドイツと我が国の国民的イデオロギーの違いはあるかもしれないが、どこに Verein とクラブの違いがあるのかの論点はその法的基盤に求められるのではないだろうか。民法の中で明確に位置づけられていることは、我が国だけでなく、他の諸国においても例がみられないものといえ、それ故に、Verein が単なるスポーツクラブではなく、地域住民の個々を活かすための共(協)働体であることを明確にあらわしているといえる。したがって国はより公益性の高い Verein の育成、発展のために物質的援助を中心に補完の原理にもとづいた働きかけをし続けているといえよう。最後に、協働をあえて()にし、使用した意味は、筆者の、日本語にストレートに置きかえ得ないニュアンスを伝えたかったことから生まれた表現⁽¹⁾⁽²⁾(増田 は共働としている)であることを付け加えておきたい。

(註1) Spiele : 球技等、チームプレーを中心としたスポーツ競技を指し、遊戯等のゲームも含まれる。

Turnen : 器具を用いた体操一般を指す。

Gymnastik : トレーニング、適性を高めるための身体活動

Sports : Spiele, Turnen, Gymnastik を総称する。

(註2) Goldener plan : 保養・プレイ・スポーツのための施設計画

(註3) Zweiter Weg : sport für alle をめざす“第2の道”。これと対比して
Leistungs Sport がある。

(註4) e.V. : Eingetragener Verein

参考・引用文献・資料

- (1) 増田靖弘：世界の国民スポーツ（下） 不昧堂新書，1977
- (2) 増田靖弘：国民スポーツのプログラム 不昧堂新書，1973
- (3) 湯浅・石井・片山：スポーツー明日の子どもたちのためにー (財)日本体育協会，1980
- (4) 「Bürgerliches Gesetz buch」「Juristische personen」1.「Verein」
- (5) 青木 高：スポーツ少年団育成指導員テキスト、 (財)日本体育協会，1981
- (6) Jahrbuch des Sports 1969/70 Limpert
- 伊東春雄：スポーツ少年団育成策試論(中) (財)日本体育協会，1977
(昭和59年6月受付)